

◎新潟県告示第924号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 南魚沼都市計画道路（南魚沼市決定）
名称 3・4・8号 市野江浦佐駅前線
3・4・10号 浦佐黒土新田線
3・6・15号 田町上島線
3・6・30号 竹俣泉田線
3・5・44号 古城線
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課